

令和元年度 補助額・給付額 一覧

【 4～9月 】

保護者負担軽減事業費補助金（月額）

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子以降
1	生活保護世帯	11,400 円	
2	市民税所得割非課税 （市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等（※）を含む）		
3	市民税所得割額が77,100円以下	9,700 円	11,400 円
4	市民税所得割額が211,200円以下	8,700 円	10,800 円
5	市民税所得割額が256,300円以下	7,600 円	10,200 円
6	上記の所得割額を超える	5,200 円	

補助対象経費：保育料・その他納付金

【 4～9月 】

就園奨励費補助金（月額）

A	小学1～3年生の兄弟がいない場合
B	小学3年生までの兄弟がいる場合 （※1～4区分の世帯は4年生以上を含む）

区分	対象基準	第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯	A	3,940 円	5,130 円	7,130 円
		B	—	4,360 円	4,750 円
2	市民税非課税世帯	A	3,940 円	5,130 円	7,130 円
		B	—	4,360 円	4,750 円
3	市民税の所得割が非課税世帯	A	2,980 円	4,500 円	6,940 円
		B	—	3,500 円	4,000 円
4	市民税の所得割額が77,100円以下の世帯	A	2,260 円	3,970 円	6,800 円
		B	—	2,860 円	3,410 円
5	市民税の所得割額が211,200円以下の世帯	A	1,590 円	3,520 円	6,660 円
		B	—	2,250 円	2,880 円
6	上記の所得割額を超える世帯	A	該当しません		
		B			

補助対象経費：入園料・保育料

【 10月～3月 】

保護者負担軽減事業費補助金（月額）

第1子	第2子	第3子以降
37,100 円	37,100 円	37,100 円
34,100 円		
32,700 円	32,700 円	36,500 円
		35,900 円
		32,700 円

対象経費：保育料・その他納付金

（納付金は一部所得制限追加）

★『第1子・第2子・第3子』の数え方★

小学3年生までの兄弟から数えた順位で算定します。

（例①）小3長男・年長次男・年少三男の場合…次男は第2子、三男は第3子

（例②）小4長女・小1次女・年中三女の場合…三女は第2子

☆市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、多子計算に係る年齢制限（小学3年生まで）がありません。ただし、生計を一にする者に限ります。

※「ひとり親世帯等」とは、保護者または保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯です。

①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者 【③～⑦は在宅の者に限る】 ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者 ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童 ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 ⑧その他市町村の長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者